

○茨城県食の安全・安心推進条例施行規則

平成21年12月17日

茨城県規則第89号

茨城県食の安全・安心推進条例施行規則を次のように定める。

茨城県食の安全・安心推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県食の安全・安心推進条例(平成21年茨城県条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主回収の報告)

第2条 条例第19条の規定による報告は、自主回収着手報告書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第19条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号。以下「府令」という。)第3条第1項の規定による表示の基準(同項の表に規定する保存の方法に係るものに限る。)、第10条第1項の規定による表示の基準(同項第2号に規定する保存の方法に係るものに限る。)、第18条第2項の規定による表示の基準(同項の表に規定する保存の方法に係るものに限る。)、第19条の規定による表示の基準(府令別表第24に規定する保存の方法に係るものに限る。)、第24条第1項の規定による表示の基準(同項第5号に規定する府令別表第24に規定する保存の方法に係るものに限る。)又は第32条第1項の規定による表示の基準(同項の表に規定する保存の方法に係るものに限る。)若しくは同条第3項の規定による表示の基準(同項第3号に規定する保存の方法に係るものに限る。)の規定による表示の基準に違反するもの(府令第3条第3項の表の保存の方法の欄に掲げる食品若しくは第10条第4項の表の保存の方法の欄に掲げる食品又は第32条第5項の表の保存の方法の欄に掲げる添加物に係るものを除く。)
- (2) 府令第3条第1項の表、第10条第1項第3号、第19条に規定する府令別表第24、第24条第1項第5号に規定する府令別表第24又は第32条第1項の表若しくは第3項第4号に規定する消費期限又は賞味期限の表示について、消費期限にあつては定められた方法により保存した場合において腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限、賞味期限にあつては定められた方法により保存した場合において期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限よりも後の年月日を表示したもの(府令第3条第3項の表の消費期限又は賞味期限の欄に掲げる食品若しくは第10条第4項の表の消費期限又は賞味期限の欄に掲げる食品又は第32条第5項の表の消費期限又は賞味期限の欄に掲げる添加物に係るものを除く。)
- (3) 府令第3条第2項の規定による表示の基準(同項の表に規定するアレルギーに係るも

のに限る。), 第10条第1項の規定による表示の基準(同項第8号に規定するアレルギーに係るものに限る。), 第19条の規定による表示の基準(府令別表第24に規定するアレルギーに係るものに限る。), 第24条第1項の規定による表示の基準(同項第5号に規定する府令別表第24に規定するアレルギーに係るものに限る。)又は第32条第2項の規定による表示の基準(同項の表に規定するアレルギーに係るものに限る。)若しくは同条第3項の規定による表示の基準(同項第7号に規定するアレルギーに係るものに限る。)の規定による表示の基準に違反するもの

3 条例第19条第3号の同条の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものは, 次に掲げる食品等が, 一のロット(一定の期間内に一連の工程又は過程により均質性を有するように製造, 生産等がされた食品等の一群をいう。以下同じ。)を構成する食品等の中に相当数含まれていると認められる食品等とする。

(1) 適切な衛生管理が行われていないことにより, 意図しない微生物, 化学物質又は異物が含まれ, 若しくは付着した食品等又はその疑いがある食品等

(2) 食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が現に生じている場合において, 当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となるおそれがある食品等

(3) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第54条の規定による命令が発せられ, 現に当該命令に係る処置が執られている場合において, 当該命令の対象となった食品等と同種又は類似の食品等であつて, 当該命令の対象となっていないが, 当該命令に係る違反と同様の違反の疑いのあるもの

(平27規則64・一部改正)

(自主回収の終了の報告)

第3条 条例第20条第4項の規定による報告は, 自主回収終了報告書(様式第2号)により行うものとする。

(食品等輸入の届出)

第4条 条例第21条第1項の規定による届出は, 食品等輸入届(様式第3号)により行うものとする。

2 条例第21条第1項の規則で定める事項は, 次に掲げる事項とする。

(1) 電話番号

(2) 食品衛生法第52条又は茨城県食品衛生条例(昭和40年茨城県条例第41号)第6条の規定に基づく許可の有無及び当該許可があるときはその許可番号

3 条例第21条第2項の規定による届出は, 食品等輸入変更届(様式第4号)により行うものとする。

(立入検査の身分証明書)

第5条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、様式第5号によるものとする。

(施策の提案)

第6条 条例第23条第1項の規定による提案は、食の安全・安心の確保に関する施策提案書(様式第6号)により行うものとする。

付 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条、第6条及び様式第6号の規定は、公布の日から施行する。

(平27規則64・旧付則・一部改正)

2 平成28年9月30日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「若しくは第10条第4項の表」とあるのは「、第10条第4項の表」と、「又は第32条第5項の表」とあるのは「、第32条第5項の表」と、「添加物」とあるのは「添加物、府令附則第4条の規定によりなお従前の例によることができる食品若しくは添加物又は府令附則第5条の規定によりなお従前の例によることができる食品」と、同項第3号中「違反するもの」とあるのは「違反するもの(府令附則第4条の規定によりなお従前の例によることができる食品若しくは添加物又は府令附則第5条の規定によりなお従前の例によることができる食品に係るものを除く。)」とする。

(平27規則64・追加)

3 平成28年10月1日から平成32年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「若しくは第10条第4項の表」とあるのは「、第10条第4項の表」と、「又は第32条第5項の表」とあるのは「、第32条第5項の表」と、「添加物」とあるのは「添加物又は府令附則第4条の規定によりなお従前の例によることができる食品若しくは添加物」と、同項第3号中「違反するもの」とあるのは「違反するもの(府令附則第4条の規定によりなお従前の例によることができる食品又は添加物に係るものを除く。)」とする。

(平27規則64・追加)

付 則(平成27年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(平27規則64・一部改正)

(表)

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

自主回収着手報告書

(生産・製造・輸入・加工・販売)した食品等について、下記のとおり自主的な回収に着手したので、茨城県食の安全・安心推進条例第19条の規定により報告します。

記

回収する食品等の名称及び商品名	
回収する食品等を特定するための情報 形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等を記入してください。	
食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量	
回収に着手した年月日	年 月 日

(裏)

回収の理由	<p>1 食品衛生法の規定に違反することから回収 具体的な内容：</p> <p>2 食品表示法の規定に違反することから回収 具体的な内容：</p> <p>3 その他健康への悪影響を未然に防止する観点から回</p>
-------	--

	収 具体的な内容：
回収に至った原因	
回収の方法等 回収方法，回収を行う旨を周知する方法，問合せ先， 回収した食品等の保管場所，回収終了予定年月日等を記 入してください。	
摂取し，又は使用することにより想定される健康への影 響	
食品の生産地又は食品等の製造等が行われた事業所の 名称及び所在地	
担当者所属部署及び担当者氏名	電話番号
備考	

注1 回収の対象となる食品等の写真その他当該食品を特定するための資料があれば添付してください。

2 「食品等の出荷(販売)年月日，出荷先(販売店)及びその数量」の欄に全てを記載することができないときは，同欄に「別紙のとおり」と記載し，別紙を添付してください。なお，複数のロットがある場合には，ロットごとの数量を記載してください。

3 「回収に至った原因」の欄については，その原因が不明の場合には，その旨を記載してください。

4 食品等について，自主的に回収を行う旨を新聞等に掲載する場合には，その内容を記載した書類を添付してください。

様式第2号(第3条関係)

(表)

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

(法人にあっては，主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

自主回収終了報告書

平成 年 月 日付けで報告した食品等の自主的な回収について、下記のとおり終了したので、茨城県食の安全・安心推進条例第20条第4項の規定により報告します。

記

回収を終了した食品等の名称及び商品名	
回収終了年月日	年 月 日
回収した食品等の数量	

(裏)

回収に至った原因	
再発防止のために講じた措置	
回収した食品等の保管場所及び処分等の方法	
処分等を行う予定時期	
担当者所属部署及び担当者氏名	電話番号

注1 「回収した食品等の数量」の欄について、複数のロットがある場合には、ロットごとの数量を記載してください。

2 「回収に至った原因」の欄については、自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものを記載してください。

様式第3号(第4条第1項関係)

年 月 日

食品等輸入届

茨城県知事 殿

氏名

印

住所

(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

電話番号

茨城県食の安全・安心推進条例第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

輸入に係る食品等の種類 (該当番号を○で囲んでください。)	食品等の種類	食品等の製造所又は加工所が所在する国名
及び輸入に係る食品等の製造所又は加工所が所在する国名	1 魚介類	
(輸入に係る食品等が加工食品以外の食品である場合にあっては、当該食品の生産地の属する国名)	2 冷凍食品	
	3 魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	
	4 肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	
	5 乳製品	
	6 乳類加工品 (アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	
	7 アイスクリーム類・氷菓	
	8 穀類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	
	9 野菜類・果物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く。)	
	10 菓子類	
	11 清涼飲料水	
	12 酒精飲料	
	13 氷雪	
	14 水	
	15 かん詰・びん詰食品	
	16 その他の食品	
	17 添加物及びその製剤	
	18 器具及び容器包装	
食品衛生法第52条又は茨城県食品衛生条例第6条の規定に基づく許可の有無等	有 ・ 無	
備考	許可番号：	

様式第4号(第4条第3項関係)

年 月 日

食品等輸入変更届

茨城県知事 殿

氏名 印
住所
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
電話番号

食品衛生法第27条の規定による届出事項が平成 年 月 日付けで届け出た茨城県食の安全・安心推進条例第21条第1項各号に掲げる事項と異なることとなった(以下「食品等輸入の変更をした」という。)ので、同条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

食品等輸入届の届出年月日		年 月 日	
食品等輸入の変更をした年月日		年 月 日	
食品等輸入の変更をした内容	事項	変更前	変更後
備考			

様式第5号(第5条関係)

(表)

12センチメートル			8センチメートル
第 号 茨城県食の安全・ 安心推進条例第22条 第2項の規定による 身分証明書 所属 職名 氏名		写真	

<p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、茨城県食の安全・安心推進条例第22条第1項の規定による立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p>				
茨城県知事 印				

(裏)

<p>茨城県食の安全・安心推進条例(平成21年茨城県条例第32号)(抜粋)</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第22条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、その事業に関して報告を求め、若しくはその職員に、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するために必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第26条</p> <p>2 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による立入検査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p>
--

様式第6号(第6条関係)

食の安全・安心の確保に関する施策提案書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

食の安全・安心の確保に関する施策の(策定・改善・廃止)について、茨城県食の安全・安心推進条例第23条第1項の規定により、下記のとおり提案します。

記

提案の内容	(提案に係る施策，施策について求める措置，理由等)
提案の端緒となった事案の概要	
※事務担当課等	

注1 ※印の欄は，記入しないでください。

2 施策の提案に当たって参考となる資料があれば，添付してください。